

# 復興方針修正版

## ■復興方針の基本的な考え方

新しい港町女川の復興に向け、「安心・安全な港町づくり《防災》」、「港町産業の再生と発展《産業》」、「住みよい港町づくり《住環境》」を「復興の基本テーマ」として、実効性、実現性のある計画を策定する。

### 安心・安全な港町づくり《防災》

- (1) 港周辺部の土木構造物等の整備
- (2) 津波避難対策の構築
- (3) 防災上重要な施設の集約・拠点化
- (4) 学校等避難所の機能の強化
- (5) 防災道路ネットワークの整備
- (6) 自立型エネルギーの整備
- (7) 地域防災力の強化・防災教育の推進
- (8) 災害遺構の保存等
- (9) 地域防災計画の見直し

## 復興の3つの柱

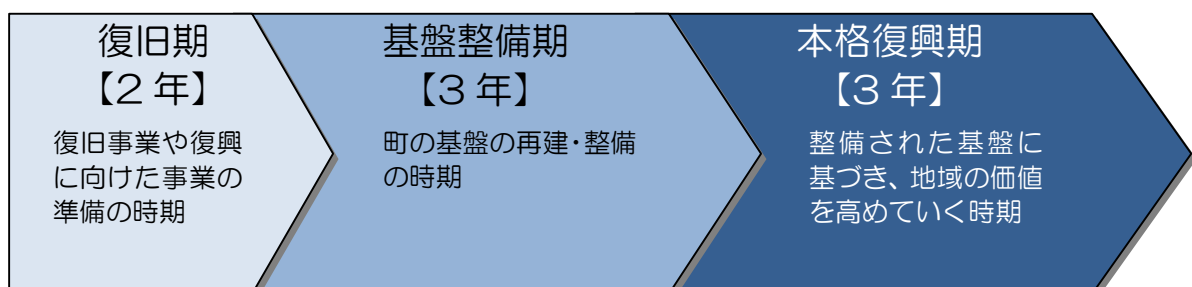
### 港町産業の再生と発展《産業》

- (1) 水産業の応急復旧による早期再開
- (2) 漁港の再整備と水産業の再生
- (3) 商工業の再生
- (4) 新たな雇用の創出
- (5) 観光の再生・創出
- (6) 学術研究拠点の構築

### 住みよい港町づくり《住環境》

- (1) 応急仮設住宅の確保
- (2) 町中心部の安全な居住地の確保
- (3) 離半島部の安全な居住地の確保
- (4) 恒久住宅の供給・再建
- (5) 公共交通機関の再開・整備
- (6) 健康・体力づくり・生涯スポーツの推進
- (7) 歴史的遺構・伝統的文化の回復
- (8) 心身ともに健康なまちづくりの促進

## ■復興方針で想定する期間 [8年間]



# 1. 安心・安全な港町づくり《防災》

## (1) 港周辺部の土木構造物等の整備

### 方針

- 土木構造物等の復興は、本町の基幹産業である水産業の再生に不可欠であり、新たな港町づくりの根幹となる対策である。
- したがって、土木構造物等は、津波、高潮対策と港町づくりの観点から再整備を行う。

### 復興基本計画

#### 【短期対策】

##### ①護岸・防潮堤の整備

- ・ 地盤沈下の影響を考慮した上で、津波、高潮・高波対策として護岸の嵩上げ、防潮堤の整備計画を確定する。
- ・ 漁港施設・機能の確保、道路・市街地の形成、生活の利便性、景観等にも配慮する。

#### 関連事業・制度（例）\*

事業・制度	事業主体
〈既存施設のみ〉 * 河川等災害復旧事業 * 河川等災害復旧助成事業 * 河川等災害関連事業	施設管理者 施設管理者 施設管理者
〈施設新設の場合〉 * 農山漁村地域整備交付金（津波・高潮危機管理対策緊急事業、漁港整備事業） * 社会資本整備総合交付金（津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸保全施設整備事業）	漁港管理者 港湾管理者

##### ②湾口防波堤の整備

- ・ 外洋からの波浪、津波制御を目的とし、漁港機能の早期再開に向けて緊急に再整備をめざす。

#### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
〈既存施設のみ〉 * 河川等災害復旧事業 * 河川等災害復旧助成事業 * 河川等災害関連事業	施設管理者 施設管理者 施設管理者

\* 関連事業・制度の一覧は、復興基本計画の記載内容に関連すると考えられる、既往の事業・制度を示したものである。今回の震災を踏まえた検討が現在進められており、事業・制度や事業主体が変更される可能性がある。

## 【中長期対策】

---

### ③津波の勢いの減衰対策

- 津波対策の一環として、津波の勢いを減衰させる効果をめざした防災緑地帯等を沿岸部及び市街地に配置する。
  - 緑地帯等の設置にあたっては、町の土地利用、道路整備等の計画を踏まえるとともに、景観にも配慮する。
- 

### ④ 石油タンク等の津波対策（漂流物対策）

- 津波による被害を拡大させる要因になり、また応急活動や復旧に支障をきたす漂流物対策も、津波対策の一環として不可欠である。
  - 公園、緑地における防潮林、漂流物防止柵の設置、石油タンクの地下化・防油堤のかさ上げ等の措置を行う。
-

## (2) 津波避難対策の構築

### 方針

- 津波対策は、ハード・ソフトの両輪で確立すべき対策である。
- とくにソフト面では、避難対策が最重要であり、住民の避難行動をより確実にするために、町は、関係機関や町民と連携し、情報伝達体制、避難ルート・避難誘導等の対策を構築する。

### 復興基本計画

#### 【短期対策】

##### ① 避難先・避難ルートの検討

- ・ 町内の土地利用や道路等の整備計画を踏まえ、高台への避難経路・避難場所を検討する。
- ・ 津波からの緊急避難として、避難ビルなどの一次避難地の確保と指定を行う。
- ・ 避難場所が孤立しないように、避難場所間を結ぶルートの整備を図る。

#### 【避難ルート・避難先の選定の考え方】

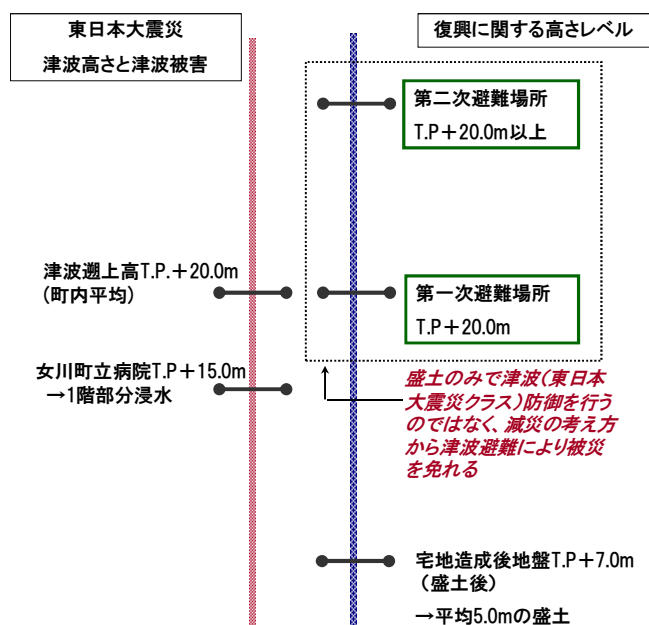
- ・ 東日本大震災クラスの津波から逃げられることができ、避難後も安全な避難場所を整備することを目標とする。

→算定式により避難可能距離を 500m として避難場所を整備する

- ・ 避難場所の高さの考え方：津波からの被災をまぬがれるために、T.P.+20.0m 以上を基本とする。

→第一次避難場所：T.P.+20.0m 以上

→第二次避難場所（第一次避難場所においても津波の危険性がある場合の避難場所）：第一次避難場所よりもさらに高台に整備





関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
〈避難路・避難場所間ルート整備〉 ＊社会資本整備総合交付金（道路事業） ＊農山漁 地域整備交付金（農道整備事業） ＊漁港関連道整備事業 ＊農山漁村地域整備交付金（津波・高潮危機管理対策緊急事業、漁港整備事業） ＊社会資本整備総合交付金（津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸保全施設整備事業） ＊村作り交付金（農林水産省） ＊漁業集落環境整備事業 ＊防災基盤整備事業（消防防災施設整備事業）	施設管理者 施設管理者 施設管理者 漁港管理者 港湾管理者
〈避難ビル整備〉 ＊地域防災拠点施設整備モデル事業 ＊防災基盤整備事業（消防防災施設整備事業） ＊災 に強い漁港漁村づくり事業 ＊社会資本整備総合交付金	町 県、町 県、町 県、町
〈避難地・避難場所整備〉 ＊社会資本整備総合交付金（都市公園等事業） ＊防災基盤整備事業（消防防災施設整備事業） ＊漁業集落環境整備事業	県、町 県、町 県、町

【中長期対策】

② 津波発生時の情報伝達体制

- ・ 町、関係機関相互における情報収集・分析・伝達体制の見直しを行う。
- ・ 防災広報無線（屋外子局、戸別受信機等）のデジタル化整備を図る。
- ・ 町の広報体制の見直し（広報車による巡回、学校・関係機関への情報伝達体制等）を行う。
- ・ （情報収集に関する）災害時要援護者に対する情報伝達手段の整備、行政区の協力体制の構築を図る。

関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
〈防災行政無線デジタル化〉 ＊防災基盤整備事業（消防防災施設整備事業）	県、町

③ 町民参加型避難訓練等の実施

- ・ 町と町民（行政区等の単位で）が連携し、避難先の割当てや行政区等の単位で津波を想定した避難訓練を定期的実施する。
- ・ 避難訓練を通じて、避難行動のとり方、誘導方法等の周知を図るとともに、避難マニュアル等の作成や検証に生かす。

### (3) 防災上重要な施設の集約・拠点化

#### 方針

- 本災害で、役場が被災したことから、町は、とくに町民サービス機能の早期回復をめざす。
- 役場、交番、消防署等、災害時の防災対応上、重要な役割を担う機関については、津波等からの安全な地域に再整備し、相互連携を考慮した集約、拠点化をめざす。

#### 復興基本計画

##### 【短期対策】

###### ① 行政機能の早期回復

- ・ 町は、民心安定、町民生活の維持のためにも、仮設庁舎における役場機能の回復を図る（7月19日より業務開始）。

###### ② 役場等中枢機能の安全な地域での拠点化（候補施設の選定）

- ・ 災害対応の重要な機能・施設として、役場、交番、消防署、病院（福祉施設とも連携）があり、被害状況を踏まえ、災害時の相互連携、平常時の行政サービス等を勘案し集約と拠点化を図る必要がある。
- ・ 土地利用の検討時に、高台への集約が必要な公有財産の選定を行う。

##### 【被災公有財産（水産関係、離半島部を除く）】

区分	土地（地積）（㎡）	延面積（㎡）
本庁舎	4,588	3,623
第二保育所	9,107	2,364
白寿荘・寿楽荘	1,013	435
保健センター	1,347	789
女川温泉施設「ゆぽっぽ」	1,117	912
公民館	-	1,522
生涯教育センター	2,343	3,954
水産観光センター	-	2,995
水産物流通センター（含む倉庫）	-	1,642
合計	2,343	18,236

## (4) 学校等避難所の機能の強化

### 方針

- 本災害の教訓を踏まえ、今後の災害に備えて、避難所生活を円滑に維持するための体制、避難所における諸設備の確保を図る。

### 復興基本計画

#### **【短期対策】**

---

---

##### ① 避難場所・避難所の選定

- ・ 津波災害を想定し、安全な地域における避難所の特定と地域コミュニティの維持のための地区割当てを行う（復興期の段階に応じ計画見直し）。
- 

#### **【中長期対策】**

---

---

##### ② 避難所運営体制

- ・ 行政区等の住民組織を主体とした避難所の自主運営をめざし、町は、行政区等と連携し避難所運営訓練の企画・運営や運営マニュアルの整備を図る。
- 

##### ③ 避難所生活に必要な諸設備の整備

- ・ 水・食糧・生活用品等の備蓄、当面の避難生活を維持するための資機材等の整備を図る。
  - ・ 避難者の情報収集などに活用できるインターネット環境の整備を図る。
-



## (5) 防災道路ネットワークの整備

### 方針

- 住民の避難活動、各種応急活動に道路の確保は不可欠である。
- 平常時の物流、町民生活の利便性にも配慮し道路整備を図る。

### 復興基本計画

#### **【短期対策】**

##### ① 防災道路の整備

- ・ 新たな道路整備にあたっては、避難時の道路の混雑を避けるために、避難路としての道路拡充を目指した道路整備を計画する。
- ・ 津波の勢いを減衰させることを目的として、国道の盛り土を検討する。
- ・ 道路整備に伴い、災害時の緊急輸送道路等の特定を行う。

#### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
* 社会資本整備総合交付金（道路事業）	施設管理者
* 農山漁村地域整備交付金（農道整備事業）	施設管理者
* 漁港関連道整備事業	施設管理者
* 農山漁村地域整備交付金（津波・高潮危機管理対策緊急事業、漁港整備事業）	漁港管理者
* 社会資本整備総合交付金（津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸保全施設整備事業）	港湾管理者
* 村作り交付金（農林水産省）	町
* 防災基盤整備事業（消防防災施設整備事業）	県、町
* 漁業集落環境整備事業	県、町

## 【中長期対策】

### ② 孤立防止のための道路の整備

- ・ 町外へ通じる道路は少ないことから、女川町全体が孤立しないように、国道 398 号線以外に石巻市に通じるルートを確保する。

#### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
* 社会資本整備総合交付金（道路事業）	施設管理者
* 農山漁村地域整備交付金（農道整備事業）	施設管理者
* 漁港関連道整備事業	施設管理者
* 農山漁村地域整備交付金（津波・高潮危機管理対策緊急事業、漁港整備事業）	漁港管理者
* 社会資本整備総合交付金（津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸保全施設整備事業）	港湾管理者
* 村作り交付金（農林水産省）	町
* 防災基盤整備事業（消防防災施設整備事業）	県、町
* 漁業集落環境整備事業	県、町

### ③ ヘリポートの整備

- ・ 新集落には、緊急時および災害時の対応を目的として、ヘリポートを整備する。

#### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
* 防災基盤整備事業（消防防災施設整備事業）	県、町

## (6) 自立型エネルギーの整備

### 方針

- 震災では、長期停電により通信機能等の障害が災害対応に支障をきたした。
- とくに集落が点在する本町では、自立型をめざしたエネルギーの確保が必須である。
- ライフライン機能の二重化という観点でも整備を図る。

### 復興基本計画

#### **【中長期対策】**

---

##### ① 自立型エネルギーの確保

- ・ 復興により新たに形成される居住区、離半島部の集落等を対象に自立型エネルギー確保、風力発電、太陽光発電、廃棄物熱利用等の自然エネルギーの導入を進める。
- ・ 町は、町民や事業所等に対して積極的に自然エネルギーの導入に向けた普及啓発を行う。

---

##### ② 公共施設等への新エネルギーの導入

- ・ 役場や病院など公共施設の機能が、震災時や非常時においても維持されるように、自立型をめざしたエネルギーの導入を図る。
-

## (7) 地域防災力の強化・防災教育の推進

### 方針

- 津波避難対策では、普段から町民等を対象とした防災意識の啓発、および避難行動をより確実なものにするため、行政区等の住民組織の地域防災力向上をめざす。

### 復興基本計画

#### **【中長期対策】**

---

##### ① 災害の伝承

- ・ 災害の教訓、記録等を後世に継承するため、災害記録誌の作成を行う。
  - ・ 町と被災体験をした町民とが協力し合い、次世代に災害を語り継ぎ、教訓などを伝承する場（「語りべの会」「防災塾」等）を設ける。
- 

##### ② 学校教育への反映

- ・ 学校教育プログラムに、災害の教訓、防災や津波に関する知識などのテーマを導入する。
  - ・ 防災教育のための副読本等の作成を行う。
- 

##### ③ 行政区等の防災組織の活性化

- ・ 町は、行政区等を単位とした自主防災組織の結成を促し、活動の活性化を図るとともに、防災リーダーの育成支援を図る。
  - ・ 住民参加型訓練を定期的実施する。
-

## (8) 災害遺構の保存等

### 方針

- 災害による犠牲者を慰霊し、その記憶や教訓を将来にわたり伝えていくために、被災した施設等の災害遺構としての保存を行う。

### 復興基本計画

#### 【短期対策】

##### ① 災害遺構の指定・保存

- ・ 被災した施設を災害遺構として保存する。とくに津波により倒壊したビルは、津波研究においても貴重なものであり、その保存\*に努める。



災害遺構の候補

\* 保存にあたっては、事前に建物及びその周辺の残留物等の状況確認を実施する。

## 【中長期対策】

---

### ② メモリアル公園の整備

- ・ 町の要所に、津波浸水の到達標高表示等を行い、町民や観光客に津波浸水の実情を伝え、災害や防災意識の向上を図る。
  - ・ 被災者慰霊碑、メモリアル公園の整備を図る。
-

## (9) 地域防災計画の見直し

### 方針

- 来たるべき大規模災害に備えて、町及び関係機関は、本震災での教訓・防災対応の検証を行い、地域防災計画の充実化を図り修正を行う。

### 復興基本計画

#### **【中長期対策】**

---

##### ① 本震災での教訓・防災対応の検証

- ・ 町及び関係機関は、本震災での教訓・防災対応の検証を行い、課題を明確にし、今後の対策のあり方や改善策の検討を進める。
- 

##### ② 地域防災計画の修正と充実化

- ・ 本震災での検証結果を踏まえ、具体的に重点項目を挙げ計画の充実化を図る。
- ・ 修正にあたっては、復興期の段階に応じて、適切に見直しを図っていく。

##### [重点項目例]

- ・ 災害対策本部体制（配備態勢と役割分担）
  - ・ 津波避難計画
  - ・ がれき処理
  - ・ 情報収集・伝達体制
  - ・ 他自治体との広域連携
  - ・ 避難所対応（開設・運営体制、職員派遣体制、物資の供給対策）等
- 

##### ③ 地域防災計画等における建造物等の設置基準「女川基準」の確立

- ・ 今後、新たに建設される土木構造物や建造物等の防災面を考慮した設置基準「女川基準」又は「女川モデル」（いずれも仮称）を地域防災計画に記載する。
  - ・ 地域防災計画への記載とともに、「まちづくり条例」として定めることも検討する。
-

## 2. 港町産業の再生と発展《産業》

### (1) 水産業の応急復旧による早期再開

#### 方針

- 港町女川の早期復興のために、基幹産業である水産業の再開を率先して進める。
- 漁港・市場の早期再開の実現をめざすとともに、市場再開のPRを通じて、さらに活力のある水産業の復興に結びつける。

#### 復興基本計画

##### 【短期対策】

##### ① 被害が少なく緊急に利用できる漁港の整備

- ・ 漁場、海底障害物の調査を実施し緊急に利用できる漁港について、県、漁協等の関係団体と協議調整し選定を行う。
- ・ 障害物の処理、漁港の応急復旧を実施する。

##### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
* 公共土木施設災害復旧事業（漁港）	漁港管理者

##### ② 市場・水産加工場等の代替施設の整備

- ・ 女川町地方卸売市場の代替施設の整備、漁獲物の処理・冷蔵及び加工等が可能な代替施設・設備整備を図る。
- ・ 町は、施設の整備に関し、国・県の支援を要望する。

##### ③ 漁船・漁具の確保

- ・ 漁協や支所等において、漁業における共同の組織体制を構築し、共同利用方式による漁船・漁具の確保、共同購入・共同利用等を進める。
- ・ 漁船保管、漁船修理場及び漁具保管修理等が可能な代替施設・設備の整備を図る。

##### 関連事業・制度

事業・制度	事業主体
* 農林水産業施設災害復旧事業（漁業用施設復旧事業）	県
* 農林水産業施設災害復旧事業（共同利用施設復旧事業）	県
* 農林水産業施設災害復旧事業（共同利用小型漁船建造）	県
* 日本政策金融公庫 農林漁業施設資金	漁業事業者



---

④ 養殖業の再開

- ・ 短期間でも生産可能な養殖品目（ワカメ、ホヤ、ホタテ、銀ザケ等）の早期開始をめざし、養殖施設の復旧・整備を図る。牡蠣など数年を要するものについても年次計画をたてて再開をめざす。

関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
* 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）の東日本大震災に関わる特例措置	県

---

**【中長期対策】**

---

⑤ 漁港・市場再開の PR 活動

- ・ 町、漁協等は連携し、漁港の再開、再開後の初競り等の段階に応じたイベントの企画・開催、積極的な PR 活動を実施する。
  - ・ 女川みなと祭り、秋刀魚収穫祭等、従来のイベントの復活祭、新たなイベントの創出を行う。
-

## (2) 漁港の再整備と水産業の再生

### 方針

- 震災により厳しい財務状況となる漁協に対して、財政面の支援を行う必要がある。
- 一方で、設備更新などに合わせて、施設の共同利用、協業化等抜本的な構造改革に取り組むことで、水産業の活性化を図る。

### 復興基本計画

#### 【短期対策】

##### ① 漁港の再整備

- ・ 町と漁協等は、今後の水産業の経営形態、漁港のあり方等を協議し、重点的に復旧整備すべき漁港（拠点港）について選定し整備を図る。
- ・ 拠点港以外の漁港についても応急的な復旧を行い、将来的な利用状況に応じて、順次整備を図る。
  - － 漁港の指定要件に「地元漁船及び利用漁船の実隻数による総数が約 20 隻程度以上のものが利用\*」を参考に、拠点港の候補を「現在 20 隻以上の船がある港」という考え方で選定
    - 拠点港候補：尾浦・出島・寺間・指ヶ浜・塚浜・飯子浜・横浦
- ・ 離半島部においては、宅地の移転を踏まえた夜間、緊急時の港の管理体制の整備を図る。

#### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
* 公共土木施設災害復旧事業（漁港）	漁港管理者

\* 「漁港の指定等に関する基準の制定等について（平成 13 年 3 月 30 日水産庁通達）」より。

## 【中長期対策】

---

### ② 漁業の復興対策の中核となる漁協の再建

- ・ 漁協等は、各事業者からの再建に関する要望書を取りまとめ、町は、再建に向けて漁協等と協議し、国・県への要望も図り財務再建支援を実施する。
- 

### ③ 漁業従事者の再建支援

- ・ 町は、被災した漁業従事者に対する融資制度の活用、経営資金の融通等に関し漁協や金融機関等に対して協力要請を行う。

#### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
*天災融資制度（発動済み）	漁港管理者
*日本政策金融公庫 農林漁業セーフティネット資金	漁業事業者等
*日本政策金融公庫 農業基盤整備資金、林業基盤整備資金	漁業事業者等
*日本政策金融公庫 農林漁業施設資金	漁業事業者等

---

### ④ 養殖業の再建

- ・ 漁業従事者は、養殖業における共同の組織体制を構築し、施設の共同所有・経営をめざす。
-

## (3) 商工業の再生

### 方針

- 商工業者の事業の早期再開は、人々の生活の利便性を取り戻し、復興に向けた地域の活力を呼び戻すことにつながる。
- 町は、雇用確保の観点からも、商工業の再開を積極的に支援する。

### 復興基本計画

#### **【短期対策】**

---

---

##### ① 早期再開の「場」の確保

- ・ 商工団体は、各事業者の早期再開に向けた要望をとりまとめ、本格復興までの共同体による仮設店舗などについて協議する。
  - ・ 町は、商工業団体とも協議し、仮設・共同店舗（工場）用地の確保を行う。
- 

#### **【中長期対策】**

---

##### ② 各種融資制度の活用

- ・ 町は、被災した商工業者に対して、事業継続のためのつなぎ融資、事業再開のための復旧融資制度の周知を図り、金融機関等に対して経営資金の融通等に関し協力要請を行う。
  - ・ 多重債務対策について、国・県に要望する。
- 

##### ③ 中・長期的な商工業の活性化

- ・ 町、商工団体は協力し、既存の女川ブランドの早期再生をめざす。
  - ・ 被災を通じて関係が構築された他地域の商工関係者、ボランティア団体等との共同によるイベントの企画・開催を行う。
-

## (4) 新たな雇用の創出

### 方針

- 町は、震災により新たに発生する事業を活用し、地元住民の積極雇用を推進し雇用を確保する。

### 復興基本計画

#### **【短期対策】**

##### ① 災害復旧事業を通じた緊急雇用対策

- ・ 被災家屋、漂流物、自動車、堆積土砂等の除去作業への地元住民の積極雇用を図る。
- ・ とくに重機の操作等の必要が無い軽微な作業（建設現場の清掃業務、資材の運搬等）にも雇用の機会を見出す。
- ・ 行政職員の臨時雇用を図る。
- ・ ボランティア団体が企画するプロジェクト等での雇用機会を確保する。

#### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
*被災者雇用開発助成金	事業主（雇用者）
*重点分野雇用創造事業（震災対応分野）	県、町
*緊急雇用創出事業（震災対応分野）	県、町

#### **【中長期対策】**

##### ② 中長期的雇用対策

- ・ 事業者の雇用維持対策（助成金・給付金等）により、被災事業者の雇用の維持を支援する。

##### ③ 新規事業の創出

- ・ 新規事業につながる商工会等関係団体の共同による女川ブランドを創出する。

## (5) 観光の再生・創出

### 方針

- 港町の活性化を図るうえで観光の果たす役割は大きく、観光施設への支援や新たな集客キャンペーン、イベント等を通じた観光の再生をめざす必要がある。
- 町は、観光協会等とも連携し、観光資源の創出により、観光機能を強化する。

### 復興基本計画

#### **【中長期対策】**

---

##### ① 観光業の再生と観光資源の創出

- ・ 町は、既存の観光施設の復旧と、観光協会等とも連携し観光の早期再開をめざす（金華山観光など）。また、祭り・行事の早期再開もめざす。
- ・ 復興に伴い、観光周遊ルートの確保、観光客等の輸送手段の充実を図る。
- ・ 遊歩道等の整備も行い、女川の魅力でもある海と山を融合させた観光を再構築する。
- ・ 海洋生物資源等の自然も活用した新たな観光資源の創出に取り組む。

---

##### ② 災害遺構を生かしたフィールドミュージアムの実現

- ・ 新田地区の町営住宅を津波遡上の影響を示す災害遺構として保存し、防災教育の場としても活用する。
  - ・ 中心部においては、被災した施設を災害遺構として保存し、メモリアル公園の整備を図る。
-

## (6) 学術研究拠点の構築

### 方針

- 本町は、多様な海洋生物に恵まれ、長年、大学の研究機関を中心に調査研究、海洋教育が取組まれてきた。しかし、本震災の津波で研究施設も大きな被害を受けた。
- 復興において、大学等研究機関とも連携し、研究施設の復旧と充実化を図り、本町の基幹産業である水産業をはじめ、海洋生物研究や津波研究等の国内でも有数の学術研究拠点として復興をめざす。

### 復興基本計画

#### 【中長期対策】

---

##### ① 海洋研究学術ゾーンの構築

- ・ 本町の復興に向けて「海洋研究学術ゾーン」を設定し、大学等研究機関とも連携しながら、研究施設・機能や研究者等の受入れ施設等の充実化を図り、国内外に対し研究成果や情報、教育の発信の場として機能させる。
- ・ 「海洋研究学術ゾーン」に、水産業、海洋生物研究や津波研究等の学術研究拠点を整備するとともに、港湾施設やメモリアル公園（町中心部の津波倒壊ビルの保存）とも有効に機能させる。
- ・ 国内外からの研究者の交流や人材育成の場とする。

---

##### ② 海洋教育・啓発施設の整備

- ・ 専門的な研究施設だけでなく、海洋生物や津波に関して、子供たちや一般の人たち（観光客も含めて）が広く興味をもって、学んだり、観察したり、また実体験できる啓発施設を併設する。
  - ・ 地元の小・中・高校の課外授業の場としても活用する。
-

### 3. 住みよい港町づくり《住環境》

#### (1) 応急仮設住宅の確保

##### 方針

- 恒久住宅の再建や供給に期間を要する場合、応急仮設住宅の利用が長期化する可能性もある。
- 応急仮設住宅の供与期間の延長や利用の長期化に向け、環境整備など必要な措置を講じる。

##### 復興基本計画

###### 【短期対策】

---

###### ① コミュニティの維持・確保

- ・ 住宅団地において、行政区等の地域コミュニティ活動や行政、保健・福祉サービス等を提供する拠点となる集会施設を設置する。
  - ・ 町は、団地内のコミュニティ構築のため巡回相談を行うなど支援を行う。
- 

###### ② 生活環境の整備

- ・ 入居者の生活に必要な仮設店舗の誘致・確保等を実施する。
- 

###### 【中長期対策】

---

###### ③ 供与期間の延長

- ・ 町は、恒久住宅の供給状況に応じ、応急仮設住宅の供与期間の延長を国・県に要請する。
  - ・ 延長が継続する場合には、住宅の基礎や設備の点検、補強を実施する。
  - ・ 利用が長期化し、入居者が減少する場合には、防犯面やコミュニティ維持の面からも仮設住宅の統廃合を検討する。
- 

###### ④ 生活環境の改善

- ・ 事業者とも協議し、仮設住宅生活者のための路線バスの増発や新規開設を行う。
-



## (2) 町中心部の安全な居住地の確保

### 方針

- 町中心部の津波被害の軽減のためには、低地部分に盛り土をして、新たな宅地を造成する必要がある。
- 町は、宅地とともに被災した役場等の行政機能の移転や、漁港、観光、商店街の地域の再整理を行い、安全性と利便性を考慮した住みよいまちづくりをめざす。

### 復興基本計画

#### **【短期対策】**

---

---

##### ① 町民の意向把握

- ・ 町は、被災者の住宅再建に関する意向調査を実施する。また、説明会や公聴会等の開催を通じて、住民の再建意識を把握する。
- 

##### ② 適切な土地利用及び円滑な事業実施手順の検討

###### [適切な土地利用の検討]

- ・ 漁港周辺区域には、業務地区として商工関係施設を配置する。
- ・ 町の中核機能となる役場、交番、消防署等は、安全性及び町民生活の利便性に配慮し、高台への配置を行う。
- ・ 津波の勢いの減衰を目的とした公園、防災緑地帯の整備を図る。

###### [円滑な事業実施手順の検討]

- ・ 総合運動公園及び港周辺の漁業関連施設を先行して整備する地域（復興まちづくり先行推進地区）として指定し、住宅地の早期確保および水産業の早期再開を推進する。
-

③ 平地部の嵩上げによる居住地の確保

- ・ 津波遡上、標高等の調査結果を踏まえ地盤高を決定し、平地部における嵩上げ事業を実施する。
- ・ 町民の意向を受け、居住地の規模、住宅の戸数等の計画を踏まえ、高台及び嵩上げ後の内陸部での宅地整備を図る。

関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
〈盛土〉 ＊社会資本整備総合交付金（住宅地区改良事業、小規模住宅地区改良事業） 注）※その他、漁業集落環境整備事業や道路災害復旧事業等において再度災害防止のための道路の嵩上げを実施した場合に、宅地の嵩上げが行われる場合がある。	町
〈宅地整備、造成〉 ＊がけ地近接等危険住宅移転事業 ＊防災集団移転促進事業 ＊過疎地域集落等整備事業 ＊社会資本整備総合交付金（住宅地区改良事業、小規模住宅地区改良事業、土地区画整理事業 等）	町 町 町 町等

### (3) 離半島部の安全な居住地の確保

#### 方針

- 平地部分が限られた離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成する必要がある。
- 災害時により道路が途絶することにより、集落の孤立が発生する可能性があるため、緊急時の避難手段を確保しておく必要がある。
- 町は、住民の意向を踏まえた上で、集約化等による新しい居住地のあり方を検討する。

#### 復興基本計画

##### 【短期対策】

##### ① 町民の意向把握

- ・ 町は、離半島部における被災者の住宅再建に関する意向調査を実施する。また、説明会や公聴会等の開催を通じて、居住先等に関する住民意識を把握する。

##### ② 高地移転・集約化の検討

- ・ 公聴会や町民の意向調査を通じて、移転地の選定を行う。
- ・ 高台移転後の跡地利用についても検討する。

##### [地域集約のメリット・デメリット]

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政サービスの充実が図られる。</li> <li>・ 医療や福祉面においても、対応する地域の範囲が限定されるため、時間的にも内容的にも充実される。</li> <li>・ 電気や水道などのインフラ整備が短期間で行えるほか、それに伴う設備投資も少なく済む（より早い復興が可能）。</li> <li>・ 各地域のマンパワーが確保され、地域コミュニティの活性化に繋がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業権の調整が必要となる。</li> <li>・ 住み慣れた地区を離れて、異なる行政区への移転が必要となる世帯が発生する。</li> <li>・ 新たな地域コミュニティの構築が必要。</li> </ul>

##### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
〈高地移転・集約化〉 ＊がけ地近接等危険住宅移転事業 ＊防災集団移転促進事業 ＊過疎地域集落等整備事業 ＊社会資本整備総合交付金（住宅地区改良事業、小規模住宅地区改良事業、土地区画整理事業 等）	町 町 町 町等

## 【中長期対策】

---

### ③ 各集落の安全確保

- ・ 緊急時避難手段の整備として、各集落にヘリポートを設置する。
- 

### ④ 新たな漁村づくり

- ・ 町と各集落は、話し合いの場を設け、新たな漁村像、地区協働のまちづくりのあり方等について協議し、事業の展開に結びつける。
-

## (4) 恒久住宅の供給・再建

### 方針

- 災害で住み慣れた住宅や財産を失った住民の生活を立て直すために、町は、公営住宅の建設や個人の住宅建設の支援等、住宅再建支援を実施する。

### 復興基本計画

#### **【短期対策】**

##### ① 住宅補修・再建資金の支援

- ・ 被災世帯に対する住宅再建への経済的支援として、生活再建支援制度、必要な融資制度の活用を図る。
- ・ 住宅再建、生活再建の相談窓口を開設するとともに、広報誌、マスメディアを通じて支援制度等の情報提供を行う。
- ・ 国・県へ、二重ローン対策を要望する。

#### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
〈住宅補修・再建資金〉 *被災者生活再建支援金 *（独）住宅金融支援機構の融資 *生活福祉資金・母子寡婦福祉資金の貸付 *災害援護資金の貸付 注）※その他に宅地復旧への融資等あり。	国・県（窓口は町） 国・県（窓口は町） 国・県（窓口は町） 国・県（窓口は町）

## 【中長期対策】

### ② 住宅の供給

- ・ 住民の住宅の確保の見込み、居住先等の再建意向を確認し、住宅の必要戸数を把握する。
- ・ 住宅再建が困難な町民向けに災害公営住宅の整備を図る。

#### 【参考】

- 罹災者公営住宅建設事業（激甚災害に指定された場合国庫補助4分の3）において、国費補助対象戸数は、災害により滅失した戸数の5割（市町村毎ではなく被災地全体でカウント）までとされている\*1。
  - ・ 女川町内の全壊棟数は2,937棟\*2のため国費負担最大戸数は約1,500棟
- 女川町内の被災賃貸住宅棟数（公営・民間）は、推計で約400棟\*3。
  - ・ 中越地震における旧長岡市では、全壊世帯中、賃貸住宅希望者は15%。

\*1:国土交通省住宅局監修，住宅災害必携刊行委員会編「住宅災害必携 平成13年改訂版」

\*2:平成23年7月1日時点の棟数

\*3:以下の計算式で推計

全壊棟数 2,937 ÷ 被災前の建物全棟数 3,937（平成22年国勢調査）=0.75  
被災前の賃貸住宅棟数 544 × 0.75（平成22年国勢調査）≒400棟

#### 関連事業・制度（例）

事業・制度	事業主体
〈公営住宅〉 *災害公営住宅建設 *公営住宅災害復旧事業	県、町 県、町

### ③ 地域コミュニティの維持・構築

- ・ 祭り、行事などの存続を支援し地域のコミュニティを維持する。
- ・ 新たに形成される居住区において、住民が集い、活動する機会づくりなどで、地域コミュニティの構築を支援する。

## (5) 公共交通機関の再開・整備

### 方針

- 住みよい港町の回復のために、震災前に運行されていた公共交通機関の早期再開と充実化を図る。

### 復興基本計画

#### **【短期対策】**

---

---

##### ① 公共交通機関への要請

- ・ 復興段階に応じて、また観光事業の再開などに応じて、鉄道、バス、タクシー事業者への再開、運行の要請を行う。
  - ・ 鉄道は、安全な場所への駅舎の設置や復興計画に伴うルートを要望する。
- 

#### **【中長期対策】**

---

---

##### ② 町内を結ぶ交通手段の再開

- ・ 町民の生活維持のために、バス、離島航路の早期再開を図る。
  - ・ 復興の段階に応じて、路線数、運行便数など改善を図っていく。
- 

##### ③ 高台移転に伴うバス等公共交通機関の確保

- ・ とくに高齢者の生活負担軽減のために、効果的な路線バスの運行計画を検討する。
-

## (6) 健康・体力づくり・生涯スポーツの推進

### 方針

- 復興に伴い住環境の整備が図られても、豊かで生きがいのある生活を送るためには、町民の健康や体力の維持・向上、生涯スポーツの振興は必要である。
- 町が、これまで力を入れてきたこの分野においても、復興に伴いさらなる充実化をめざす。

### 復興基本計画

#### **【短期対策】**

---

---

##### ① 総合運動場の再整備

- ・ 居住地の安全確保を最優先し、総合運動場を住宅地として整備し、清水地区に新たな総合運動場を整備する。
- ・ なお、新規に整備する高台の住宅地において、地域コミュニティ活性化を図ることを目的として、一部の既往施設の保存・活用方法を検討する。

#### **【総合運動場移転の考え方】**

- ・ 高台に居住地を確保することで、東日本大震災クラスの津波から居住地が守られる。
- ・ 移転後の地区は津波により被災する可能性があるが、再建が可能である。
- ・ 総合運動場の施設の中には、相当な被害を受けており修繕に数億円かかると見込まれるため、同じ場所への整備に費用をかけるよりも、住宅の安全確保を最優先した、運動場の移転が望ましいと考えられる。

#### **【中長期対策】**

---

---

##### ② スポーツ推進に向けた各種プログラムの企画・実施

- ・ 総合運動場・関係施設を活用したスポーツイベント等を充実させる。

##### ③ 指導者の養成・確保

- ・ 体育指導やスポーツクラブ支援のための指導者の養成と確保を行う。
- 
-



## (7) 歴史的遺構・伝統的文化の回復

### 方針

- 町の史跡や各集落に存在した文化的遺産等、町の文化・町民の心のよりどころとなる施設・設備の回復をめざす。

### 復興基本計画

#### **【中長期対策】**

---

##### ① 町の史跡等の再建

- ・ 施設の被害状況、周辺の復旧状況を勘案し、再建を図る。
- 

##### ② 各地域の文化遺産の再建支援

- ・ 町、行政区等各集落が協力し、各地域に存在し再建すべき文化財について検討するとともに、文化財所有者の協力も得てその再建をめざす。
-

## (8) 心身ともに健康なまちづくりの促進

### 方針

- 町民に効率よく医療・保健・福祉サービスを提供し、災害に対する安全面も考慮し、地域医療・保健・福祉の拠点化を図る。
- 震災により、体調不良やさまざまなストレスによる心身の健康が阻害されている住民が多く、復旧から本格復興期に向け、長期的にきめ細かなケアを実施する。

### 復興基本計画

#### **【中長期対策】**

---

##### ① 地域医療・保健・福祉包括施設の整備と安全性の強化

- ・ 医療センター、保健センター、福祉センター、老人保健施設等による医療保健福祉拠点を構築する。
- ・ 既存施設の利用形態を再検討するとともに、緊急時（津波被害等）に備えた設備を設置し安全性を強化する。
- ・ 本格復興期の住民の生活に即した機能移転等を検討する。

---

##### ② 震災関連健康被害の予防

- ・ 子供から高齢者まで町民の健康関連のデータベース構築をし、訪問サービス、訪問指導等を実施することによって個々の町民に見合ったきめ細かいケアを提供する。
  - ・ 仮設住宅集会場等への訪問、健康づくりサポーター養成などを通して仮設住宅等での健康被害を防止する。
  - ・ 福祉高齢者集合住宅、介護施設、仮設グループホームなど地域内での要援護者の住環境、ケアを充実させる
-